

1. 開会日時・場所

日時 令和4年6月24日(金) 午後2時00分
 場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員 18名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	田坂 友彦	2番	—	3番	新庄 實雄
4番	佐々木 昭和	5番	井長 哲	6番	阪井 瑞枝
7番	橋本 宏明	8番	信藤 延夫	9番	上田 励二
10番	堀本 隆司	11番	山口 郁恵	12番	久留本 忠美
13番	河村 博	14番	花山 哲男	15番	今田 正道
16番	郷谷 幸男	17番	林 壽彦	18番	山口 龍子
19番	武郷 勝巳				

欠席委員

2番 寶田 清隆

農地利用最適化推進委員の出席状況 議席番号・氏名 次のとおり

20番	—	21番	池原 幸伸	22番	宮崎 幸男
23番	山本 明雄	24番	兼光 一美	25番	平岡 順二
26番	岡本 恒明	27番	宮岡 恒輔	28番	岡田 利文
29番	佐々木 豊彦	30番	吉国 幹夫	31番	大崎 恒生
32番	助政 春三	33番	戸野 勉	34番	高下 義彦
35番	廉 賢治	36番	宮本 洋子	37番	—
38番	向井 浩司				

欠席委員

20番 為清 敏治 37番 松廣 真治

3. 議事録署名人

9番 上田 励二 13番 河村 博

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主任 茂見 鉄平 主任主事 檀上 周
 農林水産課 課長 河野 克典 農林整備係長 中崎 由章
 農業水産係長 大久保 和通 林務畜産係長 東 徹 主事 原田 愛理

5. 審議事項

第40号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
 第41号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
 第42号議案 農地法転用許可後の事業計画変更承認申請について
 第43号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
 第44号議案 非農地証明申請について
 第45号議案 農用地利用集積計画について
 第46号議案 農用地利用配分計画について
 第47号議案 農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積」の定めについて

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. 三原市農業振興施策と関係予算について
3. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

－議長開会挨拶－

議長 本日の出席委員は19名中、18名で定足数に達しておりますので、第6回総会は成立しております。

なお、「2番 寶田委員」から欠席する旨、通告がありましたので報告いたします。

会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、9番 上田委員、13番 河村委員を指名します。

議長 議事日程は、日程第1を第40号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、最初に報告協議事項2「三原市農業振興施策と関係予算」についての説明を受け、続いて、日程第6第45号議案から日程第7第46号議案を先に審議します。

それでは、「三原市農業振興施策と関係予算」について、担当課より説明をお願いします。

事務局 (農林水産課担当者説明)

議長 担当課からの説明が終わりました。
質問などはありませんか。

・・・質疑が終了・・・

議長 それでは、「三原市農業振興施策と関係予算」についての説明を終了します。
説明をいただいた農林水産課の職員は退席します。お疲れ様でした。

議長 これからは審議事項の議題に入ります。
議案書をご覧ください。

議長 日程第6 第45号議案を上程します。
「農用地利用集積計画」について、三原市長から決定を求められるものです。
第45号議案に係る資料45の第1番から第2番について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局 それでは議案書12ページをご覧ください。第45号議案農用地利用集積計画について説明します。

この農用地利用集積計画につきましては、農地中間管理機構を活用し、農業経営基盤強化促進法の規定により利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を定めるものです。

今回、農地の貸し手から農地中間管理機構に利用権設定を計画する農用地は、議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。

〇〇地域から件数1件、筆数2筆、面積3,183㎡が提出されています。

なお、利用権を設定する農用地については、資料45の2ページに記載しています。

今回の利用権設定については、申請者からの申し出に基づくものです。

以上で説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農用地利用集積計画の第1番から第2番は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。

議長 次に、日程第7 第46号議案を上程します。

「農用地利用配分計画」について、三原市長からの諮問です。
第46号議案に係る資料46の第1番から第2番について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局 それでは議案書13ページをご覧ください。第46号議案 農用地利用配分計画について説明します。

該当する農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農地中間管理機構から農地の受け手に対して農地の貸し付けを行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求めるものです。

今回、農地の受け手に対して貸し付けを計画する農用地は、議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。

〇〇地域から件数1件、筆数2筆、面積3,183㎡について意見を求めます。

利用権を設定する農地については、資料46の2ページに記載しておりますのでご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農用地利用配分計画の第1番から第2番は、原案のとおり承認することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認されました。
ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので退席します。お疲れ様でした。

議長 次に、日程第1 第40号議案を上程します。
農地法第3条の規定による許可申請について、第54件から第58件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1ページをご覧ください。第40号議案 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

第54件につきましては、申請地を確認したところ、一部が非常に荒廃しており、営農を行うことが困難と思われるため、審議保留とさせていただきます。

第55件は、〇〇と〇〇から、本郷町船木の〇〇が、本郷町船木〇〇 地目：田 799㎡を、経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第56件は、〇〇から、本郷町南方の〇〇が、本郷町南方〇〇 地目：畑 190㎡を、自宅から近く耕作に便利のため譲り受けるものです。

第57件は、〇〇から、大和町上徳良の〇〇が、大和町上徳良〇〇 ほか1筆 地目：田 合計1,593㎡を、自宅から近く耕作に便利のため譲り受けるものです。

第58件は、〇〇と〇〇から、大和町蔵宗の〇〇が、大和町大草〇〇 ほか2筆 地目：田 合計2,638㎡を、以前から規模拡大を考えており、新築する居住地から近いため譲り受けるものです。

以上、申請案件は全て農地法第3条の許可要件を満たしております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議長 地元委員の調査報告を求めます。

7番 第55件、6月19日に28番推進委員と現地確認を行いました。現地は現在、借り手の方が野菜を作っておられまして、これからトラクターで鋤いて返すということで、来年から米を作るそうです。事務局の説明どおり問題ないと思います。

4番 第56件、6月18日に申請者立ち合いのもと、29番推進委員と現地確認をいたしました。審査基準を満たしております。問題ないと思います。

- 6 番 第 57 件，6 月 20 日に 34 番推進委員と現地を確認しました。何も問題ないと思います。
- 18 番 第 58 件，6 月 20 日に 36 番推進委員と現地を確認しました。事務局の説明どおり問題ないと思います。
- 議 長 地元委員の調査報告は承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。
- ・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第 3 条の規定による許可申請，第 55 件から第 58 件の本案は，原案のとおり許可決定することについて，賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって，本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
- 議 長 次に，日程第 2 第 41 号議案を上程します。
農地法第 4 条の規定による許可申請について，第 11 件から第 14 件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書 3 ページをご覧ください。第 41 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明します。
第 11 件は，〇〇が，八幡町垣内〇〇 ほか 1 筆 地目：畑 合計 184 ㎡について，併用地の宅地とともに庭敷及び駐車場に転用するもので，内容は車庫 1 棟，駐車場 4 区画，庭敷です。
第 12 件は，〇〇が，沼田東町本市〇〇 ほか 2 筆 地目：田 合計 102 ㎡について，道路及び駐車場に転用するもので，内容は道路 63 ㎡，駐車場 1 区画です。
第 13 件は，〇〇が，大和町福田〇〇 地目：畑 87 ㎡について，墓地に転用するもので，内容は墓石 4 基，法名碑 1 基です。
第 14 件は，株式会社〇〇が，大和町大草〇〇 地目：畑 1,352 ㎡について，駐車場に転用するもので，内容は観光農園来客用の駐車場 50 区画です。
なお，第 11 件から 14 件の全ての案件について，転用の許可を得ることなく，造成又は転用を行っていることから，始末書を求めて提出されています。
また，農振区分が農振農用となっている案件については，令和 4 年第 5 回定例総会で「除外は妥当」と可決されており，令和 4 年 7 月に除外見込みです。
第 11 件から第 13 件の許可基準は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で，「農地法第 4 条第 6 項第 2 号：申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。
第 14 件の許可基準は，第 1 種農地の不許可の例外「農地法施行令第 4 条第 1 項第 2 号イ：申請に係る農地を農業用施設，農畜産物処理加工施設，農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設として農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるものであること」に該当します。
農地法第 4 条に係る許可申請についての説明は以上です。
- 議 長 地元委員の調査報告を求めます。
- 8 番 第 11 件，6 月 21 日に 21 番推進委員と現地を確認しました。自宅に隣接した土地で，何ら問題ないと思います。第 2 種農地です。
- 24 番 第 12 件，2 番委員が欠席のため報告します。6 月 18 日に 2 番委員と現地を確認しました。申請地は〇〇橋から南に 400m ぐらいの地点で，もう工事はしております。農地区分は甲種農地でいいんですよね。
- 事務局 市街化調整区域ですが，一団の農地とは認められないため，事務局としては 2 種農地として取り扱うようにしておりますが，その辺は少し整理します。

- 11 番 第 13 件, 6 月 19 日に 35 番推進委員と現地を確認いたしました。事務局の説明どおりで問題ありません。農地区分は第 2 種です。
- 18 番 第 14 件, 6 月 20 日に 36 番推進委員と現地を確認しました。現地はすでに駐車場にされていました。事務局の説明どおり問題ないと思います。農地区分は第 1 種です。
- 議 長 地元委員の調査報告は承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第 4 条の規定による許可申請, 第 11 件から第 14 件の本案は, 原案のとおり許可決定することについて, 賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって, 本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
可決されました第 14 件については, 農地法第 4 条第 4 項及び第 5 項の規定により広島県農業会議へ意見聴取し, 「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には許可書を交付することに異議ありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・
- 議 長 異議がありませんので, そのように許可事務を進めます。
- 議 長 次に, 日程第 3 第 42 号議案を上程します。
農地転用許可後の事業計画変更承認申請について, 第 8 件から第 10 件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書 4 ページをお開きください。第 42 号議案 転用許可後の事業計画変更承認申請について説明します。
第 8 件は, 本郷町本郷〇〇 東本通土地区画整理事業区域内・仮換地〇〇街区〇〇について, 当初, 株式会社〇〇が令和 3 年 1 月 25 日付けで農地法第 5 条許可を受け造成した土地を, この度, 〇〇が住宅を建築することとなったため, 事業計画を変更し, 事業を承継するものです。
第 9 件は, 本郷町本郷〇〇 東本通土地区画整理事業区域内・仮換地〇〇街区〇〇について, 当初, 株式会社〇〇が令和 3 年 1 月 25 日付けで農地法第 5 条許可を受け建築した住宅を, この度, 〇〇が購入することとなりましたが, 区画整理事業施行中により地目変更ができないため, 事業計画を変更するものです。
第 10 件は, 大和町上草井〇〇 ほか 3 筆について, 当初, 〇〇が令和 2 年 12 月 21 日付けで太陽光発電施設として農地法第 5 条許可を受け, 草刈りと簡易的な測量を行いました。資金調達ができなくなったため, 株式会社〇〇が事業を承継するものです。
事業計画変更後の農地転用については, この後, 第 43 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請第 74 件, 75 件, 79 件においてご審議いただきます。
転用許可後の事業計画変更承認申請についての説明は以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農地転用許可後の事業計画変更承認申請, 第 8 件から第 10 件の本案は, 原案のとおり承認決定することについて, 賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。

議長

次に、日程第4 第43号議案を上程します。
農地法第5条の規定による許可申請について、第60件から第79件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案書5ページをお開きください。

第43号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

第60件は、〇〇から〇〇が、木原5丁目〇〇 ほか2筆 地目：畑 合計117.61㎡について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は庭敷、花壇、植栽です。当該案件は許可を受けることなく無断で転用していることから、始末書を求めて提出されています。

第61件は、〇〇から〇〇が、八幡町垣内〇〇 ほか1筆 地目：畑 合計162㎡について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は住宅1棟、駐車場2区画です。

第62件と63件は関連案件のため、合わせて説明します。

第62件は、〇〇から、幸崎能地4丁目〇〇 地目：畑 1,077㎡を

第63件は、〇〇・〇〇から、幸崎能地4丁目〇〇 ほか1筆 地目：畑 2,023㎡の合計3,100㎡について、それぞれ〇〇株式会社が所有権の移転を受け太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル1,000枚、15棟、発電量249.9kw規模です。

第64件と65件は関連案件のため、合わせて説明します。

第64件は、〇〇から、幸崎渡瀬〇〇 ほか3筆 地目：田 1,116㎡を

第65件は、〇〇から、幸崎渡瀬〇〇 地目：田 917㎡の合計2,033㎡について、それぞれ〇〇株式会社が賃借権の設定により太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル592枚、14棟、発電量150kw規模です。

第66件から第71件は関連案件のため、合わせて説明します。

第66件は、〇〇から、幸崎渡瀬〇〇 地目：田 1,613㎡を

第67件は、〇〇から、幸崎渡瀬〇〇 ほか1筆 地目：田 1,236㎡を

第68件は、〇〇から、幸崎渡瀬〇〇 ほか1筆 地目：田 1,420㎡を

第69件は、〇〇から、幸崎渡瀬〇〇 地目：田 839㎡を

第70件は、〇〇から、幸崎渡瀬〇〇 地目：畑 489㎡を

第71件は、〇〇から、幸崎渡瀬〇〇 地目：畑 178㎡の合計5,775㎡について、それぞれ〇〇株式会社が所有権の移転を受け太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル1,200枚、18棟、発電量249.9kw規模です。

第72件と73件は関連案件のため、合わせて説明します。

第72件は、〇〇から、幸崎渡瀬〇〇 地目：田 1,053㎡を

第73件は、〇〇から、幸崎渡瀬〇〇 地目：田 1,420㎡の合計2,473㎡について、それぞれ〇〇株式会社が所有権の移転を受け太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル576枚、10棟、発電量150kw規模です。

第74件と第75件は、先ほど第42号議案で審議いただいたものの関連案件です。

第74件は、株式会社〇〇から、〇〇が、本郷町本郷〇〇 地目：田 233㎡、東本通土地区画整理事業区域内 仮換地〇〇街区〇〇 152㎡について、所有権の移転を受け宅地に転用するもので、内容は住宅1棟です。

第75件は、株式会社〇〇から、〇〇が、本郷町本郷〇〇 地目：田 232㎡、東本通土地区画整理事業区域内 仮換地〇〇街区〇〇 151.52㎡について、所有権の移転を受け宅地に転用するもので、内容は住宅1棟、駐車場2区画です。

第74件と75件の許可基準は、「農地法第5条第2項第1号ロ(1)：市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。

第76件は、〇〇から、〇〇が、久井町和草〇〇 地目：畑 553㎡について、所有権の移転を受け、併用地とともに宅地に転用するもので、内容は倉庫2棟、駐車場2区画、進入路192㎡です。当該案件は許可を受けることなく無断で転用していることから、始末書を求めて提出されています。

第77件と78件は関連案件のため、合わせて説明します。

第77件は、〇〇から、久井町坂井原〇〇 地目：田 4,291㎡を

第78件は、〇〇から、久井町坂井原〇〇 地目：田 587㎡の合計4,878㎡について、それぞれ株式会社〇〇が所有権の移転を受け、併用地の山林とともに4つの太陽光発電施設に転用するものです。内容は、発電量49.5kw規模のものが1施設、発電量44.55kw規模のものが3施設で、太陽光パネルの総数は624枚、52棟です。

第 79 件は、先ほど第 42 号議案で審議いただいたものの関連案件です。

〇〇から、株式会社〇〇が、大和町上草井〇〇 ほか 3 筆 地目：畑 2,279 m²について、所有権の移転を受け太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル 320 枚、8 棟、発電量 49.5kw 規模です。

農振区分が農振農用となっている案件については、令和 4 年第 5 回定例総会で「除外は妥当」と可決されており、令和 4 年 7 月に除外見込みです。

第 74 件、75 件を除き、申請地はいずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、許可基準は「農地法第 5 条第 2 項第 2 号：申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当しません。

農地法第 5 条許可申請についての説明は以上です。

議 長 地元委員の調査報告を求めます。

16 番 第 60 件、6 月 22 日に 20 番推進委員と現地を確認しました。事務局の説明どおり特に問題ないと思います。農地区分は第 2 種です。

8 番 第 61 件、6 月 21 日に 21 番推進委員と現地を確認しました。第 2 種農地です。説明がありましたように問題ありません。

12 番 第 62 件から 73 件まで私の案件なので、一括説明させてください。
6 月 21 日に 25 番推進委員と現地を確認いたしました。4ヶ所を渡すということで、確認させていただきました。事務局の説明どおり、問題ないと思います。農地区分は全て第 2 種です。

17 番 第 74 件・75 件は一緒に説明させていただきます。
この案件は令和 3 年に現地確認しています。事務局の説明どおり問題ありません。農地区分はそれぞれ第 3 種です。

1 番 第 76 件、6 月 20 日に 3 番委員・31 番推進委員・33 番推進委員と譲渡人の〇〇さんと現地確認を行いました。事務局の説明どおりで問題ないと思います。農地区分は第 2 種です。

13 番 第 77 件・78 件が隣接していますので、あわせて報告します。
6 月 23 日に 14 番委員・30 番推進委員・32 番推進委員と現地確認しました。事務局の報告どおりで問題ないと思います。農地区分は第 2 種です。

38 番 第 79 件、6 月 23 日に 5 番委員と現地を確認しました。事務局の説明どおり問題ありません。農地区分は第 2 種です。

議 長 地元委員の調査報告は承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第 5 条の規定による許可申請、第 60 件から第 79 件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
可決されました第 62 件、第 63 件、第 66 件から第 71 件及び第 77 件、第 78 件については、農地法第 5 条第 3 項の規定により広島県農業会議へ意見聴取し、「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には許可書を交付することに異議ありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長 異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。

- 議 長 次に、日程第5 第44号議案を上程します。
非農地証明申請について、第17件から第19件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書10ページをご覧ください。第44号議案 非農地証明申請について説明します。
第17件は、〇〇から、小泉町〇〇 ほか2筆 地目：畑 合計1,093.30㎡について、昭和60年頃から耕作放棄し、現況地目：山林として申請されています。
第18件は、〇〇から、沼田東町納所〇〇 ほか6筆 地目：田224㎡ 地目：畑 705㎡ 合計929㎡について、昭和45年頃から耕作放棄し、現況地目：山林として申請されています。
第19件は、〇〇から、幸崎能地3丁目〇〇 地目：畑132㎡について、昭和37年に住宅を建築して以降、宅地として利用しており、現況地目：宅地として申請されています。
第17件と第18件は、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当します。
第19件は、「市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地」に該当します。
非農地証明申請についての説明は以上です。
- 議 長 地元委員の調査報告を求めます。
- 15番 第17件、6月21日に23番推進委員と行政書士立ち合いのもと現地を確認しました。現地は本郷支所より南へ約6.4kmに位置し、山に囲まれ木が茂り農地に復元するのは不可能と考えられます。2種農地です。
- 24番 第18件、6月18日に2番委員と現地に行ったんですけども、現地へ到達することができないようなところでした。近くに人がおられたので聞いたら、ここはもう全然作っておらず荒れていると言われました。非農地が妥当だと思います。農地区分は第2種です。
- 12番 第19件、6月21日に25番推進委員と現地を確認いたしました。〇〇駅の近くで、〇〇の横でした。住宅が建っていて、事務局の説明どおりでした。農地区分は第3種です。
- 議 長 地元委員の調査報告は承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
非農地証明申請、第17件から第19件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。
- 議 長 次に、日程第8 第47号議案を上程します。
農地法に基づく三原市農業委員会の別段面積の定めについて、第5件から第6件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書14ページをお開きください。第47号議案・農地法に基づく三原市農業委員会の別段面積の特例区域の定めについて説明します。
第5件は、和歌山県田辺市の〇〇が所有する、小泉町〇〇 ほか2筆 地目：田594㎡ 畑：142㎡ 合計736㎡について、住宅を譲渡する計画があり、住宅にあわせて農地を取得し新規就農したい希望者がいるため、特例区域の設定を申し出たものです。
第6件は、皆実6丁目の〇〇が所有する、鷺浦町向田野浦〇〇 地目：畑98㎡について、自宅に隣接する農地を取得し耕作したい希望者がいるため、特例区域の設定を申し出たものです。
設定基準について、第5件は別段面積の特例区域設定要綱第2条第1項第1号「空き家に

付随する農地であること」に、第6件は同設定要綱第2条第1項第2号「担い手への農地集積が見込まれず、かつ、荒廃農地または将来荒廃農地となる恐れがある農地であること」に該当します。

農地法に基づく三原市農業委員会の別段面積の特例区域の定めについての説明は以上です。

議長 地元委員の調査報告を求めます。

15番 第5件、6月21日に23番推進委員と行政書士立ち合いのもと現地を確認しました。住宅に隣接した土地で、新規就農するために設定するものです。

10番 第6件、6月19日に26番推進委員と現地を確認しました。自宅のすぐ前の農地で問題ないと思います。

議長 地元委員の調査報告は承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法に基づく三原市農業委員会の別段面積の特例区域の定めについて、本議案に賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり決しました。

議長 以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。
事務局の説明を求めます。

事務局 1 農地法関係諸証明事務等について
○農地法第3条の3第1項(権利取得の届出) 7件
○農地法第4条の規定による農地転用届出受理 1件
○農地法第5条の規定による農地転用届出受理 1件
○農地法第5条の規定による許可不要案件 1件
○農地法第3条に係る賃貸借契約の合意解約(18条6項)の通知 1件

3 その他

- (1) 農地パトロールについて
- (2) 参議院議員選挙の注意事項について

○今後の日程

令和4年第7回定例総会 7月25日(月)14時

議長 その他、何かありませんか。
無いようなので、これをもちまして総会を終了します。
ご苦労さまでした。